

質問に対する回答

工事名) 秋田自動車道 黒沢地区付替道路工事

	質問事項	回答
1	参考見積書の提出にあたり、諸経費（共通仮設費、現場管理費）も見積対象になっているが、諸経費の算出方法が国交省の積算基準による場合、工事全体の積算をしてからでないと金額が算出できないと思うが、参考見積書の提出にあたっては適用した積算基準類の名称及び記載項番号等の記載のみでよろしいでしょうか。	共通仮設費、現場管理費の参考見積書の提出にあたり、算出方法が積算基準類に拠る場合は、適用した基準類の名称及び記載頁番号等だけでなく、見積単価も必要となりますので算出願います。 なお、類似工事实績による場合は、項目ごとに見積単価を入力するとともに、算出する基となった類似工事の実績がわかる資料を添付願います。